

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償 (1) (土地損失補償)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673</a>

見字金支給要綱等

小官は国会議員団、民間代表者、石井総埋府南連局長等と同行、レムニツア一極東軍司令官の招待により三月十一日より十三日まで三日間沖繩を視察せるところ、その印象を取纏め左のとおり報告する。

一 土地問題について

土地問題については米側は(一)地代は平均約三倍に上げ(二)講和条約発効後の諸損害については完全補償を行う方針を定め(三)新規接収については最小限度に止め他方既接収地でも不要不急のものは返還する措置を取つてゐるため住民が主張した四原則の中三つについては大体住民側の意向を聞いた形になつてゐる。しかし(四)地代一括払(一年地代の十六・五カ年分を一度に支払うことにより今

極秘

後米軍の必要とする期間当該土地を使用する権利を取得せんとする案)については長期使用の必要ある土地についてはこれを強行する意向を表示してゐるので(一)一月四日のレムニツア一声明。二月二十三日の布令第一六四号)この点が残された重大問題となつてゐる。この点に關する住民側の態度は三つに分れてゐる。(一)当間行政主席を始めとする沖繩財界人は一括払いを寧ろ歓迎してゐる。一括払いを受けた金を上手く利用することにより沖繩経済の開發を試みんとしてゐる。(二)社会大衆党(日本の社会党に相当)及び人民党(共産系)は四原則貫徹を主張し地代一括払いのみならず、新規接収にも絶対反対を主張してゐる。(三)民主党(保守系)及び軍用土地委員会(地主の連合組織)は右兩者の中間にあり比較的穩健、かつ現実的である。米軍の必要のためにする最少限

度の新規接収も已むを得ずとし、ただし地代の支払については一括払には反対し五年毎に契約を更新すべきことを主張している。

この如く住民側の態勢が分裂しているため昨年夏頃の一致した輿論は遺憾ながら現在存在していない。これは米側が(一)早急な措置を避けて冷却期間をおいたこと(二)地代を平均三倍に値上げするとともに、損害の完全補償の実施、不要接収地の解除、新規接収計画の緩和等の相当思い切つた緩和措置を急速に取つたこと。(三)当間行政主席を始め琉球銀行總裁その他現地財界人に働きかけ米軍の駐留が沖縄経済の維持に必要なりとの論を起さしたこと。(四)一時米軍将兵の現地飲食店立入を禁止し米軍の駐留が如何に現地経済の維持に必要なかを如実に体験せしめたこと等の諸措置の効果であり米軍側としては相当の成功を収めたものといえよう。米軍

側としてはその状態に氣をよくして本年一月四日のレムニッツァー声明を行つて地代一括払いの方針を明にしさらに二月二十三日には布令第一六四号(土地収用令)を出してその具体的手続を定めたのであるが、現地住民側は当間主席等の財界人を除いては何れも一括払いには反対であり不気味な沈黙を守っている。米側が一括払いを現実に強行すれば恐らく世論は硬化し、社会大衆党、人民党等の急進分子と民主党、軍用土地委員会等の穩健分子は「一括払い反対」という共通のスローガンによつて再び団結し、財界人等の親米論を圧倒し昨年夏当時の如き緊張事態を再現するのではないかと憂慮される。

### 二 沖縄経済と米軍の駐留

沖縄は狭少な面積に八十万の住民を擁し、しかも年約二十万人ずつ自然増を見ている。人口の六割が農業に従事しているが、なほ年間二千五百万ドルの食糧を輸入しなければならない。その他の産業としては砂糖（黒糖）位のものであり従つて輸入八千八百万ドルに対し輸出は僅に二千万ドルに過ぎない（一九五六年度）。その差額は全部基地収入その他米軍の駐留に基く外貨取得によつて補つてゐるのが実情である。（一九五六年度基地収入約五千万ドル）米軍に雇傭されてゐる現地住民数は約五万人であるが（労働人口約三十万人）軍相手のサービス業等を考慮に入れば労働人口中四人に一人が米軍に養われてゐると見て差支なからう。沖縄の経済は米軍駐留によつて支えられてゐるのであり、米軍が將

来撤退する場合にはたちまち経済上の破綻に瀕すること明である。現地住民特に実業界の人々はこの事実をよく認識しており、当間主  
席の対米協調論もこの認識に出發してゐる。又共産系の煽動にも拘らず住民中堅分子の運動が一括反対、地代値上、完全補償の  
実施等のいわゆる条件闘争の枠を逸脱しないのはやはり基本的に  
は米軍の駐留を必要なものとして見ているからであらう。この点は寧ろ内地の社会党などの言動の方が行き過ぎの観がある。

### 三 日本復帰論について

沖縄における日本復帰熱は強い感情として住民に<sup>行</sup>列渡つてゐる。これは敵前上陸によつて苛烈な戦場となり十万人の戦死者を出し文字とあり國を焦土としてしまったこと、引続いて異民族の占領の下に入つたこと、占領直後においては全く戦敗國民として占領軍

の前に手も足も出なかつたこと、八十万の住民の中に四方の米軍が入つてきてしかも島の最も豊沃な部分を占拠してしまつたこと等の事情より一日も早く日本の主権の下に復帰したいということが一種の悲願となつてゐる。しかし住民中の有識者は日本復帰運動の限界をよく認識してゐる。沖縄経済の支柱が米軍の駐留であることを考え又立派な道路や、学校や、庁舎が米國政府の援助で出来たのを見ているこれ等の人々は早急な日本復帰を必ずしも希望してゐないと思われる。ただし一般住民の感情的な祖国復帰熱には正面反対し得ないというのか実情であろう。社会大衆党及び人民党は固よりこの日本復帰熱を鼓吹し、住民の支持を得んとしている。民主党は最近これをスローガンから落している。それは必ずしもこれに反対というのではなく矢張り日本復帰を窮極の目

標として考へてゐるが、当面解決を要すべき問題に主力を注ぐと  
いふ考へのようにである。

#### 四 米側の立場

昨年六月のブライス報告が現地住民の一致の反対に会い、さらに日本の世論が一致して沖縄住民を支持し政府間の話合にまでなつたことについては米側としても余程困つたことと思われる。結局米軍としてはブライス勸告の枠の中で出来るだけ住民側の希望を入れるというラインを取り、従つて一括払だけは強行することとなつた。しかし住民側でも当間主席一派を除いては一括払に反対の態度を示してゐるのでその実行はまだ躊躇してゐるといふのが現状のようである。これに付いては日本の出方を余程気にしてゐるようである。今度の議員団招待もこの点に関係あるのではな

かろうか。なお米軍とは別に國務省はもつと大きな見地より沖縄問題を憂慮していると思われる。即ちこれが日米間の感情阻隔の大きな原因となつており、又沖縄における米軍の措置が米国の伝統的民主主義に反するものとして世界に宣伝されていることである。國務省は沖縄に総領事を派遣し軍司令官の政治顧問としているがサイプ総領事代理は小官に対し左のとおり内話した。

「沖縄の日本復帰運動は全く頭痛の種だ。米国は何も沖縄に何時まで居据る考はない。共産圏に対する軍事上の必要がなくれば直ぐにでも引揚げる。しかしいくら沖縄住民にこれを説明しても彼等は信用しない。彼等は米国が永久に居据るものと思つてゐる。彼等は日本政府を信用しているから日本政府の口から右のことといつてもらえないだらうか。レムニッツァー司令官やムーア

中將（琉球軍司令官）はこの問題に時間の半分以上を割かれてゐる。肝心の軍務は中途半端の有様で全く気の毒だ。復帰運動があるために米国の資本家も沖縄にきて投資しようという者がない。又米軍が日本人の沖縄入国を制限したり、日本の事業家の進出をチェックしているのも全く復帰運動があるからだ。これでは沖縄住民の利益にもならない。この際大きな外交的な手を打つべきだと思ふ。これは全く私見だが、もし日本が平和条約第三条に付属プロトコールを設け、沖縄に米国が施政権を行使する期間を例えば二十年間と明定することを提議したら米国政府は大喜びで飛付くだらう。勿論その期限前でも必要がなくなれば米国は撤退する自由を保持したい。又二十年たつた後の措置についてはその際兩國間で協議することにしてもよい。こ

のような規定が出来れば沖縄住民の心配もなくなるだろう。又米國の事業家も喜んで沖縄に投資し事業を起すことになる。又日本<sup>の</sup>事業家の投資も歓迎出来る。日本と沖縄との関係は自由にしても心配はない」

右は極めて示唆に富んだ言葉である。

#### 今後の措置

日本側のとるべき今後の措置については一応左のように考えられる。

(一)土地問題については前記のごとく住民側の一致した見解がなく、又米側も一括払の方針はこれを明示しつつもその実施はまだ差控えている状況であるので現在のところ日本側としては事態の推移を注視することとし特に米側と積極的話し合をする必要はないと思われる。

(二)施政権返還の問題については、米側に即時返還の意志なく、又正直にいつて仮に軍事基地はそのままにして施政権を日本に返還した場合共産党や社会党の基地反対運動はもう烈となるべく日米間の懸<sup>念</sup>は却つて激化する懸念がある。又一部施政権の



返還についても米側は応ずる気配はない。(例えば教育については最近教育基本法を制定した)むしろこの際サイプ領事の示唆したごとく米国の沖縄施政に期限を明定し(例えば今日より十年又は十五年間)その上でそれまでの準備期間においても出来るだけ日琉関係を緊密化する方法を考えるのが大局的政策であると考える。

(三)右のような取極が出来れば土地問題も自ら解決する訳であり一括払も結局有期限(例えば十年又は十五年)の借地契約と異なるところがなくなる。元来一括払は経済的にいえば必ずしも地主に取つて不利な方式ではなく、住民のこれに対する反対は多分に感情的な要素を含んでいる。米国の施政期間が明定されれば従来反対し続けた住民の面子も救われよう。又住民の受取つ

た一括払の代金をたとえば日本政府が基金をこしらえてこれを預り、年六分の利子を支払えば、住民は元本を失うことなく毎年地代に相当する金の配当を受け得るのであり、しかも将来はその土地も返してもらえらることとなる。

(四)右のような基本取極が出来れば米側も安心して日本との関係緊密化に応ずべく一部行政権の返還も見込ありと思われる。

(五)右に伴い在那覇日本政府連絡事務所を強化し總領事級の外交官を派遣し米側の国務省代表と緊密に連絡せしめ各種の問題は出来るだけ現地で片付ける方法を考えるべきである。